

## 浄化槽の清掃に関する契約書

浄化槽所有者甲（ ）と  
浄化槽清掃業者乙（ ）は、浄化槽の清掃業務に関し、  
次のとおり契約を締結する。

### 記

- 1 浄化槽 基  
型式  
規模 人槽・m<sup>3</sup>
- 2 清掃方法  
環境省関係浄化槽法施行規則第3条（浄化槽の清掃の技術上の基準）に従うほか、関係する監督諸官庁が定める諸法令を遵守して清掃作業を実施する。  
なお、乙は清掃作業により発生した汚泥等を適切に処理しなければならない。
- 3 清掃料金 円（消費税 込・別）
- 4 清掃期日 年 月 日
- 5 その他  
(1) 清掃作業完了後、当該浄化槽を通常の状態により使用している場合において、再び清掃が必要になるまでの期間（通常は約1年間）経過前にその機能が十分に発揮されない状況が生じたとき、それが乙の責に帰する場合、乙はその責を負うものとする。  
(2) 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は各条項の解釈に疑義が生じた場合、法令等の定めに基づき誠意を持って協議し解決するものとする。

本契約締結の証として、本書2部作成し、甲、乙各々記名押印の上各1通ずつ保有する。

年 月 日

甲（浄化槽所有者）： 印

乙（浄化槽清掃業者）： 印